

小分け業者および輸入業者および外国格付表示業者の認証手数料

＜個人・法人申請共通＞

$$\text{年間基本費用} = \boxed{\text{1. 認証基本料}} + \boxed{\text{2. 実地検査料}}$$

1. 認証基本料 : 取り扱う農林物資の種類に関わらず[別表 1-9]の年間売上区分により換算

[別表 1-9] ※別途消費税がかかります。

料金区分	年間売上区分 ※1	認証基本手数料		検査判定費用 ※2
		新規認証	2 年目以後	
A	1000 万円未満	75,000 円	55,000 円	30,000 円
B	3000 万円未満	85,000 円	65,000 円	30,000 円
C	6000 万円未満	100,000 円	80,000 円	30,000 円
D	1 億円未満	125,000 円	105,000 円	30,000 円
E	3 億円未満	145,000 円	125,000 円	30,000 円
F	3 億円以上	155,000 円	135,000 円	30,000 円

※1. 「年間売上区分」は申請者の売上総体とします。

※2. 検査判定費用には検査員 1 名による検査時間 4 時間を含みます。品目数、規模等により派遣する検査員の人数を検討します。

※ 有機 JAS マークの印刷された表示シールなどの包装資材を制作する場合は、包材デザインを登録し、年間 10,000 円の「デザイン管理料」を加算します。

当社から有機 JAS 証票を購入するなど、自社で JAS マーク入り包装資材を制作しない場合は「デザイン管理料」は発生しません。

2. 実地検査料 : [別表 2-1] [別表 2-2]により換算

[別表 2-1] : 移動費用 ※別途消費税がかかります。

交通費	・バス、鉄道、船舶、航空機、自家用車、高速料金、レンタカーなどを利用した場合の実費を加算する。 ・移動手段については検査員が選択して、計画書で検査の対象者へ通知する。 ・自家用車、レンタカーを使用する場合は、往復の走行距離 1km あたり 30 円の請求とする。また、高速道路を利用する移動を基本とする。 ・車での移動は、法定速度を順守する。
宿泊費	・移動時間が往復 4 時間以上の場合、宿泊を伴うことを原則とする。 ・宿泊の場合には、その実費を加算する。検査の開始、終了の時間によって前泊・後泊またはその両方を伴うことができることとする。

[別表 2-2] : 超過時間 ※別途消費税がかかります。

移動時間		・移動時間が往復 4 時間までは認証基本手数料に含まれる。 ・公共交通機関利用の際の待ち時間、自家用車、レンタカー利用の際の休憩時間（移動 2 時間に対して 15 分程度）なども移動時間に含む。
	移動時間の超過額	4 時間を超えた分につき、2,000 円/30 分を加算する。ただし、自動車を利用した場合の上限を 16,000 円/1 日とする
検査時間		・検査時間は 4 時間を基本とする。4 時間を超えた場合には、検査時間追加料を加算。 ・農場間、圃場間、施設間の移動に時間がかかる場合や、外部施設の確認にかかる時間も検査時間に含めて計算するものとする。
	検査時間の超過額	4 時間を超えた分につき、2,000 円/30 分を加算する。
	検査を複数日で実施する場合	検査時間は、原則として 1 日 8 時間を上限とする。 認証事業者の規模、施設間の距離、外部委託先の数などにより、1 日の検査時間が 8 時間を超える場合は、実地検査を複数日に分けて実施する。 実地検査が複数日にわたる場合には、検査員の日当として、1 日あたり 30,000 円を加算する。 2 日目以後の実地検査についても、実地検査の基本時間は 4 時間とし、4 時間を超えた場合には、検査時間追加料を加算する。
宿泊費		・検査時間が 8 時間以上の場合、宿泊を伴うことを原則とする。 ・宿泊の場合には、その実費を加算する。検査の開始、終了の時間によって前泊・後泊またはその両方を伴うことができることとする。